

平成 31 年度地域公共交通確保維持改善事業 生活交通確保維持改善計画(案)について

1. 地域公共交通確保維持改善事業とは

施 行：平成 23 年度

内 容：公共交通の存続が困難な地域において、地域の特性や実状に応じ、最適な交通手段を確保・維持するため、生活交通確保維持計画に基づいて実施される事業。

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）」の交付を受けるには、生活交通確保維持計画の策定、計画の実施等が必要。

計画期間：平成 30 年 10 月～平成 31 年 9 月

2. 計画の策定・申請等について

要綱に定められた内容を記載（別紙計画のとおり）、協議会で承認を受け、6 月 29 日（金）までに管轄する運輸支局に提出。

3. 対象路線 13 路線（16 系統）

・地域間幹線系統【複数市町村にまたがる幹線バス】

①きのつバス

木-1、木-2、木-3（3 系統）

・地域内フィーダー系統【幹線と接続して支線の役割をもって運行される路線バス】

①かもバス（路線定期運行）

当尾線・奥畠線・通学線 1、2、3

②かもバス（路線不定期運行）

山田線・大畠線・観音寺線・南加茂台線・銭司線・西線

③やましろバス（路線定期運行）

山城線北行・南行

4. 生活交通確保維持改善計画の概要

①目的・必要性

地域間交通ネットワークや地域内のバス・デマンド交通を維持することにより、広域的な移動手段を確保する。

②定量的な目標・効果

・ 路線定期運行

1 便あたり 1.25 人以上の利用を目標とする。 1.25 人に満たない場合は、実態に即した運行を行う（通学線は除く）

・ 路線不定期運行

1日あたり1.5人以上の利用を目標とする。1.5人に満たない場合は、運行の見直し及び検討を行う。

③運行予定者

きのつバス：奈良交通株式会社

かもバス当尾線：奈良交通株式会社

かもバス（定時定路線）：株式会社ウイング

かもバス（デマンド）：加茂タクシー株式会社

やましろバス山城線：株式会社ウイング

5. 平成30年度計画との変更点

- ①奈良交通株式会社の車両購入に伴い、地域間幹線系統確保維持計画に車両原価償却費等国庫補助金に係る内容を記載（幹線系統計画 項目13～15）
- ②外客来訪促進計画との整合性の項目を追記（項目11 該当なし）

様式第1－3

0木交協第 号
平成30年 月 日

国土交通大臣 様

京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市地域公共交通総合連携協議会
会長（木津川市長）河井 規子

地域間幹線系統確保維持計画認定申請書

地域間幹線系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて
申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域間幹線系統確保維持計
画を添付すること。

(案)

平成31年度生活交通確保維持改善計画 【地域間幹線系統確保維持計画】

(名 称) 木津川市地域公共交通総合連携協議会
(代表者名) 会長 河井 規子

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万6千人の市で、宅地開発等により年々人口が増加している。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年3月に「木津川市地域公共交通総合連携計画」を策定、平成27年3月には、新たに「木津川市地域公共交通網形成計画」を策定し、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として木津川市コミュニティバス「きのつバス（梅谷高の原線・鹿背山高の原線・木津川台高の原線）」の運行を行っている。

しかしながら、近年では、一部地域での少子高齢化による外出機会の減少や自家用車の普及により、利用者数が毎年減少している状況である。

このような状況下において、移動手段を持たない高齢者や学生、免許返納者等の交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、地域間交通ネットワークとして路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本協議会で策定した、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」に定める、運行継続条件の数値を確保することを基本に、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【ガイドラインに定めている運行継続条件】

利用者数が1便あたり1.25人以上とする。

【前々年度の利用者数】

220, 769人（平成28年10月～平成29年9月）

(2) 事業の効果

利用者数の増加により、収支を改善し、持続的で安定的な路線の維持することで、住民の移動手段が確保される。

3. 全号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 乗継利便性の向上

実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(2) 車両の利便性の向上

実施事業：バリアフリー車両の導入促進検討、

バス車両デザインの検討

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(3) 情報提供の充実

①実施事業：きづがわ公共交通だよりの発行

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

②実施事業：時刻表の作成、バス停留所デザインの検討、

交通結節点における情報提供の実施、

ホームページによる情報提供の充実

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(4) 利用機会の提供

①実施事業：乗り物体験学習、スタンプラリーの充実、

おでかけマップの作成

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

②実施事業：1日フリー乗車券の発行

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

(5) 市民意識の変革

実施事業：地域ワークショップ、座談会の開催、乗り方教室

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(6) 魅力の発信

実施事業：観光施設へのアクセスサイン充実、

急行バスと連携したPR

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(木津川市地域公共交通網形成計画 P31～36 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及

運行予定者
別表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別表 2 のとおり
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
奈良交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
<p>(1) 貨客混載の検討</p> <p>①取組内容 郵便物や農産物等に限らず、官公庁の荷物や図書館の本等を輸送することについて関係者と検討する。</p> <p>②実施主体 木津川市地域公共交通総合連携協議会、奈良交通株式会社</p> <p>③実施に向けたスケジュール 平成 30 年 10 月～平成 31 年 9 月 取組内容の検討</p> <p>(2) バス路線再編の検討・実施</p> <p>①取組内容 鉄道及び路線バスとの接続を考慮したダイヤ編成を行なうとともに、バス待ち環境の強化として奈良交通株式会社が路線バスで導入しているバスロケーションシステムをきのつバスにも運用が可能か検討する。</p> <p>②実施主体 木津川市地域公共交通総合連携協議会、奈良交通株式会社</p> <p>③実施に向けたスケジュール 平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月 ダイヤ改正の検討・実施 平成 30 年 10 月～平成 31 年 9 月 バスロケーションシステム導入検討・協議</p>

(3) 観光利用促進の検討・実施

①取組内容

市観光部署や観光協会と連携し、市内で行われるイベントにおけるバス利用のPR、バスを利用した観光ルートの作成や観光情報の発信強化、臨時便の検討を行う。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会

③実施に向けたスケジュール

平成30年10月～平成31年4月 取組内容の検討、実施

(4) 高齢者に対する利用促進

①取組内容

木津川市で実施している免許返納者に対する1日フリー乗車券の配布について、対象者にアンケートを配布し、追跡調査を行う等、実態に即した利用しやすい施策への見直しを検討するとともに、地域ワークショップの実施により利用者等の意見を聴取する。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会、木津川市

③実施に向けたスケジュール

平成30年10月～平成31年4月 取組内容の検討、
地域ワークショップの実施

(5) 1日フリー乗車券の販売

①取組内容

コミュニティバスが1日乗り放題となる、フリー乗車券を作成し、市内の公共施設、協力店舗等で販売することにより、バス利用者の利便性向上、観光利用の増加を図る。

②実施主体

木津川市地域公共交通総合連携協議会

③定量的な効果目標

上記取組みを検討・実施することにより、1日フリー乗車券の販売枚数が前々年度比5%以上増加することを目標とする。

- ・前々年度販売枚数（平成28年10月～平成29年9月）4,416枚

※平成29年3月は、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」に伴う1年分（1,190枚）の交付を含む数値

以上の（1）～（5）の取組により、平成31年度の実績収支率を、

前々年度 34.08%から 1 %以上の改善を目標とする。

(6) 系統の見直しの検討について

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」を策定し、運行における継続条件（1便あたり 1.25 人）を定めており、運行系統については、路線バス会社と調整・協議を行い、交通空白地の解消及び交通弱者へ配慮した最適なルートを運行している。

上記の理由から、予約型乗合タクシー等の代替輸送手段への見直しは、継続条件を満たしていない場合に行うこととし、引き続き現行の形態のまま幹線系統として運行する。

11. 外客來訪促進計画との整合性

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性

年数経過や、走行距離の累積により老朽化している車両については、走行中の故障や不具合が生じる恐れがあり、安全運行を行う上で、車両の更新が必要となっている。

新規車両を導入することにより、バスの平均車令を引き下げるとともに、バリアフリー対応車両の導入により、高齢者等の乗降時の事故防止が期待できる。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 定量的な目標

老朽車両の置き換えによる安全性の向上及び平均燃費の向上

(2) 効果

老朽車両と置き換えることで、車両故障のリスクの軽減し、利用者がより安全かつ快適に乗車することができるとともに、燃費の改善によるランニングコストの減少を目指す。

また、平成 28 年排出ガス規制適合車両を導入することにより、木津川市環境基本計画に記載されている地球温暖化防止対策に寄与していく。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表 6 及び別表 7 のとおり

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回） 協議会設立、事業内容について協議
- 平成 21 年 3 月 11 日（第 6 回） 木津川市地域公共交通総合連携計画について承認
- 平成 27 年 3 月 12 日（第 29 回） 木津川市地域公共交通網形成計画について承認
- 平成 30 年 6 月 27 日（第 41 回） 平成 31 年度生活交通確保維持改善計画について承認

18. 利用者等の意見の反映状況

協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、加茂民生児童委員協議会会长及び木津川市老人クラブ連合会会长から参画いただいており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

19. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室長 京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長 京都府木津警察署交通課長
関係市区町村	木津川市長 木津川市副市長 木津川市建設部長
交通事業者 交通施設管理者等	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課長 近畿日本鉄道株式会社総合企画本部計画部課長 奈良交通株式会社乗合事業部長 株式会社ウイング取締役 一般社団法人京都府タクシー協会専務理事 城南タクシー株式会社代表取締役 加茂タクシー株式会社営業次長 東洋タクシー株式会社代表取締役 奈良交通労働組合執行委員長
国土交通省	近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官 近畿地方整備局京都国道事務所計画課長
その他協議会が必要と認める者	富山大学 副学長 京都大学大学院工学研究科助教 木津川市観光協会理事 加茂民生児童委員協議会会长 木津川市老人クラブ連合会会长

	利用者委員 公募委員
--	---------------

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) 31年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (木津川市)	奈良交通株式会社	(1) 梅谷高の原	6,487.5	
		(2) 鹿背山高の原	2,904.0	
		(3) 木津川台高の原	6,055.0	
合 計			15,446	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) 32年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (木津川市)	奈良交通株式会社	(1) 梅谷高の原	6,503.0	
		(2) 鹿背山高の原	2,910.5	
		(3) 木津川台高の原	6,069.5	
合 計			15,483	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) 33年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (木津川市)	奈良交通株式会社	(1) 梅谷高の原	6,495.5	
		(2) 鹿背山高の原	2,907.5	
		(3) 木津川台高の原	6,062.5	
合 計			15,465	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

31年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,637,919 千円	営業外収益	75,262 千円	経常収益(イ)	8,713,181 千円
	営業費用	9,928,095 千円	営業外費用	81,549 千円	経常費用(ロ)	10,009,644 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ')	km		△ 1,290,176 千円		△ 6,287 千円	△ 経常損益 ##### 千円

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,556,970 千円	営業外収益	72,897 千円	経常収益(イ)	8,629,867 千円
	営業費用	9,792,909 千円	営業外費用	69,058 千円	経常費用(ロ)	9,861,967 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km		△ 1,235,939 千円		△ 3,839 千円	△ 経常損益 ##### 千円

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ)	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ)	9,420,030 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ')	km		△ 966,431 千円		△ 2,203 千円	△ 経常損益 ▲ 968,634 千円

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) 口'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) 口'÷ハ'=c
京阪神	488円.06銭	505円.34銭	506円.73銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=二	地域キロ当たり 標準経常費用 示	キロ当たり経常費用 ニとホのいざれか少ない 額 △	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	500円.04銭	469円.21銭	469円.21銭	441円.10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 () ②	計画輸送量 () ①×②=③	系統キロ程 チ オ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ÷チ=ク	補助プロック外乗入部分のキロ程 リ ヌ	同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ+(リ+ヌ))÷チ=ヲ
				起点	主な経由地	終点										
京阪神	第1号		梅谷高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	梅谷	365 日	3,402.0 (9.3)	3.5	32.5 人	往 14.3 km (平均) 復 14.3 km	往 km (平均) 復 km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km	往 km (平均) 復 km	0%	97.902 %
	第2号		鹿背山高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	鹿背山	365 日	3,402.0 (9.3)	2.3	21.3 人	往 9.7 km (平均) 復 9.7 km	往 km (平均) 復 km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km	往 km (平均) 復 km	0%	96.907 %
	第3号		木津川台高の原	高の原駅	木津駅・木津川台住宅	山田川駅	365 日	3,402.0 (9.3)	3.9	36.2 人	往 11.6 km (平均) 復 11.4 km	往 km (平均) 復 km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km	往 km (平均) 復 km	0%	97.391 %
合計			3系統								往 35.6 km (平均) 復 35.4 km	往 km (平均) 復 km		往 km (平均) 復 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益								補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額			
					基準期間の前々年度				基準期間の前年度									
					経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益		
京阪神	第1号		%	97,297.2 km	45,652,819 円	171円.82銭	17,047,048 円	97,297.2 km	175円.20銭	16,713,693 円	97,639.3 km	171円.17銭	16,473,204 円	97,411.6 km	169円.10銭	16,717,605 円	28,935,214 円	20,543,768 円
京阪神	第2号		%	65,998.8 km	30,967,296 円	129円.57銭	8,539,759 円	65,998.8 km	129円.39銭	8,476,911 円	66,231.6 km	127円.98銭	8,679,237 円	66,076.4 km	131円.35銭	8,551,465 円	22,415,831 円	13,935,283 円
京阪神																		

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他事業を兼営している場合は、昭和52年1月1日付基準第33号、自旅第151号、自貢第55号による。これらにより算計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求める。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年10月1日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全曆日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことといい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助プロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ソ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ')の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載すること。(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(リ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出す経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- 19.「基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

32年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,637,919 千円	営業外収益	75,262 千円	経常収益(イ)	8,713,181 千円
	営業費用	9,928,095 千円	営業外費用	81,549 千円	経常費用(ロ)	10,009,644 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km		△ 1,290,176 千円		△ 6,287 千円	△ 経常損益 ##### 千円
19,753,201.7					△ 経常収支率	87.04 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,556,970 千円	営業外収益	72,897 千円	経常収益(イ')	8,629,867 千円
	営業費用	9,792,909 千円	営業外費用	69,058 千円	経常費用(ロ')	9,861,967 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km		△ 1,235,939 千円		△ 経常損益 ##### 千円	△ 経常収支率
19,515,190.9					△ 87.50 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ'')	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ'')	9,420,030 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km		△ 966,431 千円		△ 経常損益 ##### 千円	△ 経常収支率
19,300,723.4					△ 89.71 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) 口'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) 口'÷ハ=c
京阪神	488円.06銭	505円.34銭	506円.73銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=d	地域キロ当たり標準経常費用 e	キロ当たり経常費用 ニとホのいざれか少ない 額 △	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=t
京阪神	500円.04銭	469円.21銭	469円.21銭	441円.10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数 ()	計画平均乗車密度 (②)	計画輸送量 (①×②=③)	系統キロ程 チ オ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ÷チ=ク	補助プロック外乗入部分のキロ程 リ ヌ	同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ+(リ+ヌ))÷チ=ヲ	
				起点	主な経由地											
				終点												
京阪神	第1号		梅谷高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	梅谷	366 日	3,410.0 回 (9.3)	3.5	32.5 人	往 14.3 km (平均) 復 14.3 km 14.3 km	往 km (平均) 復 km km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km 0.3 km	往 km (平均) 復 km km	0%	97.902 %
			鹿背山高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	鹿背山	366 日	3,410.0 回 (9.3)	2.3	21.3 人	往 9.7 km (平均) 復 9.7 km 9.7 km	往 km (平均) 復 km km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km 0.3 km	往 km (平均) 復 km km	0%	96.907 %
			木津川台高の原	高の原駅	木津駅・山田川駅	木津川台住宅	366 日	3,410.0 回 (9.3)	3.9	36.2 人	往 11.6 km (平均) 復 11.4 km 11.5 km	往 km (平均) 復 km km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km 0.3 km	往 km (平均) 復 km km	0%	97.391 %
合計			3系統								往 35.6 km (平均) 復 35.4 km 35.5 km	往 km (平均) 復 km km	% 往 0.9 km (平均) 復 0.9 km 0.9 km	往 km (平均) 復 km km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益								補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	
					基準期間の前々年度				基準期間の前年度							
					経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益
京阪神	第1号		%	97,526.0 km	45,760,174 円	171円.82銭	17,047,048 円	97,297.2 km	175円.20銭	16,713,693 円						

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他事業を兼営している場合は、昭和52年1月1日付開業第338号、自旅第151号、自貢第55号による。これらにより既計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求める。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年10月1日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全曆日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことといい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助プロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ソ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(リ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

33年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,637,919 千円	営業外収益	75,262 千円	経常収益(イ)	8,713,181 千円
	営業費用	9,928,095 千円	営業外費用	81,549 千円	経常費用(ロ)	10,009,644 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km		△ 1,290,176 千円		△ 6,287 千円	△ 経常損益 ##### 千円
19,753,201.7					△ 経常収支率	87.04 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,556,970 千円	営業外収益	72,897 千円	経常収益(イ')	8,629,867 千円
	営業費用	9,792,909 千円	営業外費用	69,058 千円	経常費用(ロ')	9,861,967 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km		△ 1,235,939 千円		△ 経常損益 ##### 千円	△ 経常収支率
19,515,190.9					△ 87.50 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ'')	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ'')	9,420,030 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km		△ 966,431 千円		△ 経常損益 ##### 千円	△ 経常収支率
19,300,723.4					△ 89.71 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連結した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) 口'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) 口'÷ハ=c
京阪神	488円.06銭	505円.34銭	506円.73銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=d	地域キロ当たり 標準経常費用 e	キロ当たり経常費用 ニとホのいざれか少ない 額 △	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=t
京阪神	500円.04銭	469円.21銭	469円.21銭	441円.10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数 ()	計画運行日数 ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地城公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	補助プロック外乗入部分のキロ程 オ÷チ=ク	同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程 リ	他路線との競合部分に係るキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ+(リ+ヌ))÷チ=ヲ	
				起点	主な経由地	終点												
京阪神	第1号		梅谷高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	梅谷	365 日	3,406.0 (9.3)	回	3.5	32.5 人	往 14.3 km (平均) 復 14.3 km 14.3 km	往 km (平均) 復 km km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km 0.3 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	0 %	97.902 %
	第2号		鹿背山高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	鹿背山	365 日	3,406.0 (9.3)	回	2.3	21.3 人	往 9.7 km (平均) 復 9.7 km 9.7 km	往 km (平均) 復 km km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km 0.3 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	0 %	96.907 %
	第3号		木津川台高の原	高の原駅	木津駅・山田川駅	木津川台住宅	365 日	3,406.0 (9.3)	回	3.9	36.2 人	往 11.6 km (平均) 復 11.4 km 11.5 km	往 km (平均) 復 km km	% 往 0.3 km (平均) 復 0.3 km 0.3 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	0 %	97.391 %
合計		3系統										往 35.6 km (平均) 復 35.4 km 35.5 km	往 km (平均) 復 km km		往 0.9 km (平均) 復 0.9 km 0.9 km	往 km (平均) 復 km km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ+(リ+ヌ))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ(d+e+f)/3=ノ	基準期間の前々年度	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいざれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益	実車走行キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり 経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行				

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他事業を兼営している場合は、昭和52年1月1日付開業第338号、自旅第151号、自貢第55号による。なお、これらにより既計を登録することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求める。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年10月1日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全曆日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことといい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助プロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ソ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(リ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
木津川市	奈良交通株式会社	1台	2,836

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(平成 31 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定期 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
京阪神	1	梅谷高の原線 鹿背山高の原線 木津川台高の原線	木津川市第1号 木津川市第2号 木津川市第3号	ノンステップバス	スロープ付き	標準	36	6.9	30 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く			実費購入予定費合 計額から備忘価格を 控除した額(円)	ホと限度額のうち少 ない方の額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法) $\hat{\wedge} \times (0.5 \times 0.4) = ホ$ (定額法) $\hat{\wedge} \times 0.2 = ホ$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ヌヒルのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	計画額 (千円)			
	車両価格	附属品価格	改造費	合計	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ	チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12(月)=カ
1	12,031,500	2,151,000	0	14,182,500	14,182,499	14,182,499	5,672,999	0	5,672,999	5,672,999	5,672,999	12	5,672,999 円	2,836.0		
計	12,031,500	2,151,000	0	14,182,500	14,182,499	14,182,499	5,672,999	0	5,672,999	5,672,999	5,672,999		5,672 千円	2,836		

* 残存価格 (円)	事業者償却 費	事業者残存価 格
ル×ワ÷12	ル×ワ÷12	ル×ワ÷12
8,509,500	5,672,999	8,509,501
0	0	0
8,509,500	5,672,999	8,509,501

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
	への額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
5,672	2,836

【負担者とその負担割合】

補助ブロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神	1	円	%	円	%	円	%	2,836,000 円 50.0 %	
		円	%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%		
合計		0	円	0.0 %	円	%	円	2,836,000 円 50 %	

2年目以降(平成 31 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ 外)の額=ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) $\frac{ラ}{2} \times (0.5 or 0.4) = ム$ (定額法) $\times 0.2 = ム$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少な い方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $\frac{ク \times ヤ}{12(月)} = マ$ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
		0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
										円	
										円	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	千円	0
											0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神		円	#DIV/0!	%	円	%	円	### %	
		円	%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%		
	合計	0	#DIV/0!	%	円	%	円	### %	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要是、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9.実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。

※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7,9,10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車両)
- 7.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(平成 32 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定期間	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) $\hat{\wedge} \times (0.5 or 0.4) = ト$ (定額法) $\hat{\wedge} \times 0.2 = ト$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌヒルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円) ヘーカ=タ		
	車両価格	附属品価格	改造費	合計	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ	チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12(月)=カ	カ×1/2=ヨ
1				0					0		0	0		0	0	0	0.0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
			レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
計					円	
					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神		0 円	#DIV/0! %	円	%	円	%	0 円	### %
		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		0 円	#DIV/0! %	円	%	円	%	0 円	### %

2年目以降(平成 32 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神	1	梅谷高の原線 鹿背山高の原線 木津川台高の原線	木津川市第1号 木津川市第2号 木津川市第3号	第1号 第2号 第3号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ 外)の額=ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) $\frac{ラ \times (0.5 or 0.4)}{2} = ム$ (定額法) $\mu \times 0.2 = ム$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少な い方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
1	14,182,499	8,509,500	3,403,800	0	3,403,800	3,403,800	3,403,800	12	3,403,800 円	1,701.0	5,105,700
										円	0
										円	0
計	14,182,499	8,509,500	3,403,800	0	3,403,800	3,403,800	3,403,800		3,403 千円	1,701	5,105,700

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 工	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
3,403	1,701

【負担者とその負担割合】

補助ブロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		事業者自己負担			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神		円 0.00 %	%	円 %	%	円 %	%	1,702,800 円 50.1 %	
		円 %	%	円 %	%	円 %	%		
		円 %	%	円 %	%	円 %	%		
		円 %	%	円 %	%	円 %	%		
	合計	0 円 0.00 %	%	円 %	%	円 %	%	1,702,800 円 50.1 %	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要是、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9.実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。

※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7,9,10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車両)
- 7.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(平成 33 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定期間 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) $\hat{\wedge} \times (0.5 or 0.4) = ト$ (定額法) $\hat{\wedge} \times 0.2 = ト$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌヒルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円) ヘーカ=タ	
	車両価格	附属品価格	改造費	合計												
					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
			レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神		0 円	#DIV/0! %	円	%	円	%	0 円	### %
		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		0 円	#DIV/0! %	円	%	円	%	0 円	### %

2年目以降(平成 33 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神	1	梅谷高の原線 鹿背山高の原線 木津川台高の原線	木津川市第1号 木津川市第2号 木津川市第3号	第1号 第2号 第3号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ 外)の額=ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) $\frac{ラ \times (0.5 or 0.4)}{2} = ム$ (定額法) $\mu \times 0.2 = ム$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少な い方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
1	14,182,499	5,105,700	2,042,280	0	2,042,280	2,042,280	2,042,280	12	2,042,280 円	1,021.0	3,063,420
										円	0
										円	0
計	14,182,499	5,105,700	2,042,280	0	2,042,280	2,042,280	2,042,280		2,042 千円	1,021	3,063,420

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 工	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
2,042	1,021

【負担者とその負担割合】

補助ブロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		事業者自己負担			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神		円	%	円	%	円	%	1,021,280 円 50.1 %	
		円	%	円	%	円	%	円	
		円	%	円	%	円	%	円	
		円	%	円	%	円	%	円	
		円	%	円	%	円	%	円	
合計		0 円	0.00 %	円	%	円	%	1,021,280 円 50.1 %	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要是、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9.実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。

※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7,9,10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車両)
- 7.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

木津地域

きのつバス

木-1
(梅谷～高の原駅)

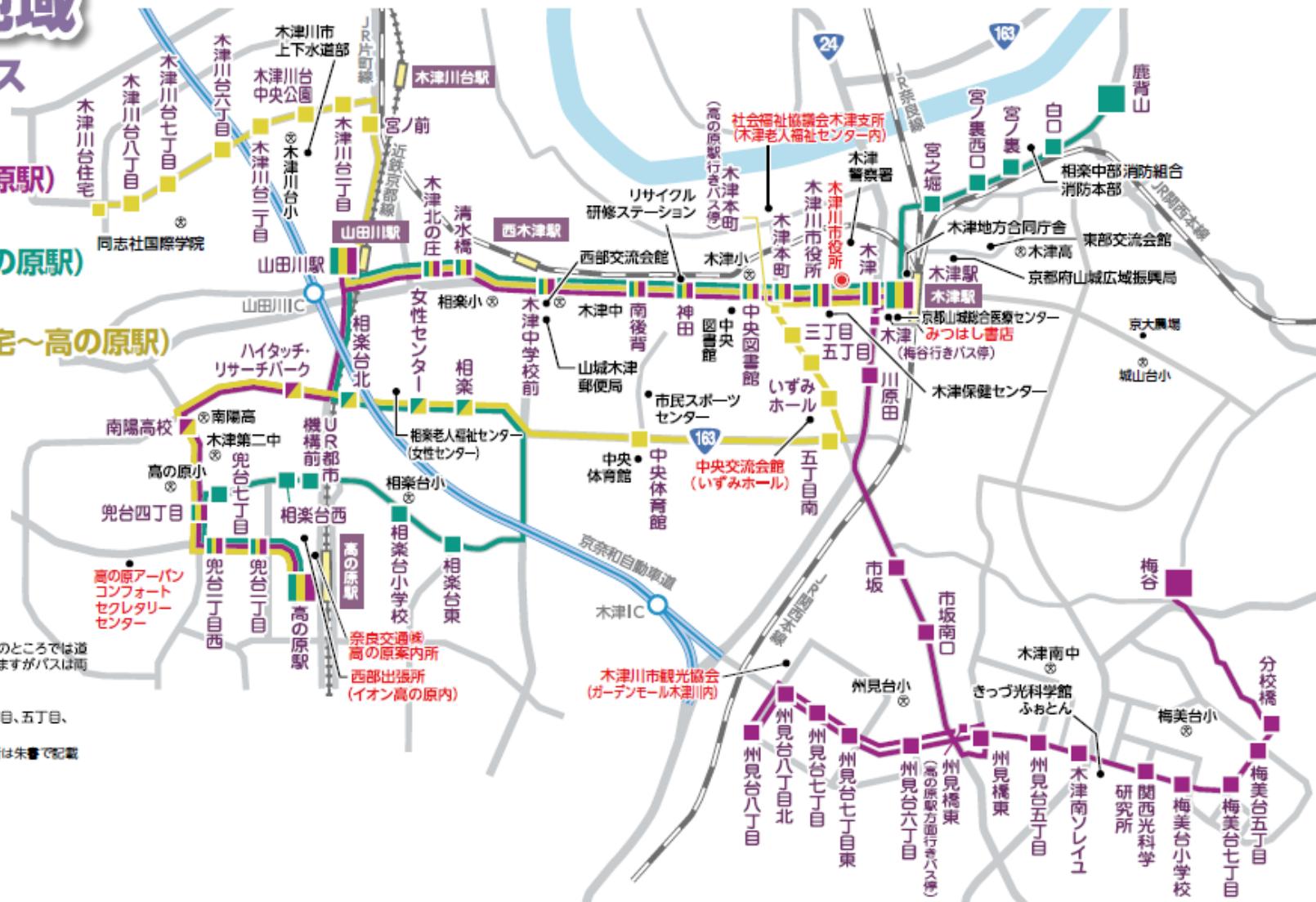
木-2
(鹿背山～高の原駅)

木-3
(木津川台住宅～高の原駅)

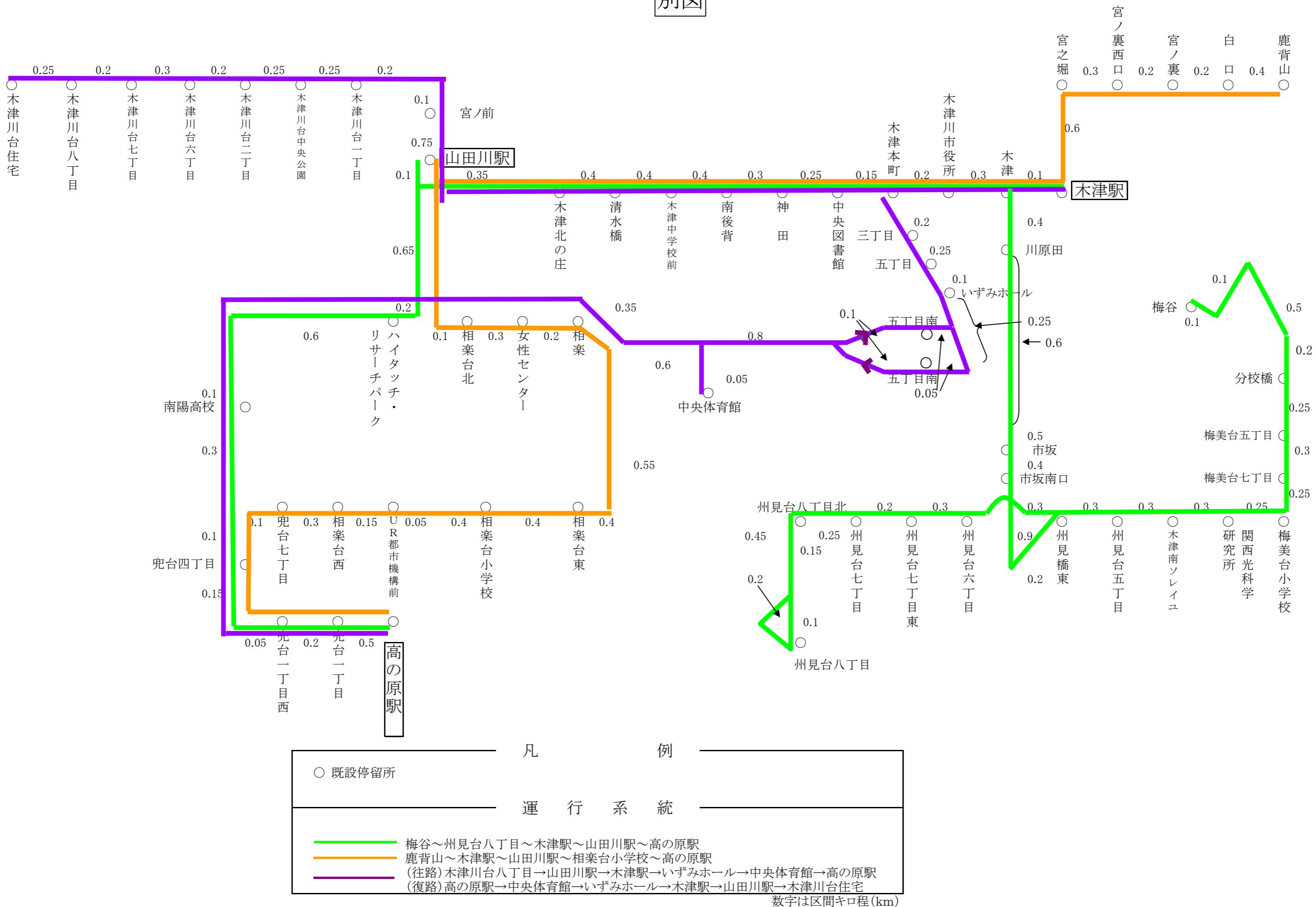
*バス停留所の標柱は、次のところでは道路の片側のみ設置していますがバスは両側に停車します。

【対象バス停留所】
宮ノ裏、宮ノ裏西口、三丁目、五丁目、
いずみホール

*1日フリー乗車券の販売所は朱書きで記載しています。



別図



木津地域

きのつバス

木-1
(梅谷～高の原駅)

木-2
(鹿背山～高の原駅)

木-3
(木津川台住宅～高の原駅)

*バス停留所の標柱は、次のところでは道路の片側のみ設置していますがバスは両側に停車します。

【対象バス停】
宮ノ裏、宮ノ裏西口、三丁目、五丁目、
いずみホール

*1日フリー乗車券の販売所は朱書きで記載しています。

きのつバス

【運行日】毎日運行
土日祝、お盆および年末年始は、一部運休しますのでご注意ください。

【運賃支払方法】運賃は後払い
お降りの際に運賃を料金箱に入れてください。

【運賃】大人(中学生以上):200円
小児(小学生):大人の半額
幼児(1歳以上6歳未満):

- 大人か小児が同伴の場合、幼児の1人目は無料、2人目からはそれぞれ小児運賃。
- 幼児の単独乗車は、小児運賃。

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者手帳をお持ちの方は半額(支払い時に手帳を提示してください。)

乳児(1歳未満):無料

【お問い合わせ】
奈良交通(株) 平城営業所 ☎ 0742-71-1380
木津川市 学研企画課 ☎ 0774-72-0501(代表)

CI-CA(シーカ)とは

乗車時に乗車用読み取り機にカードをふれ、降車時に精算用読み取り機にふれるだけで運賃が精算される便利なICカードです。

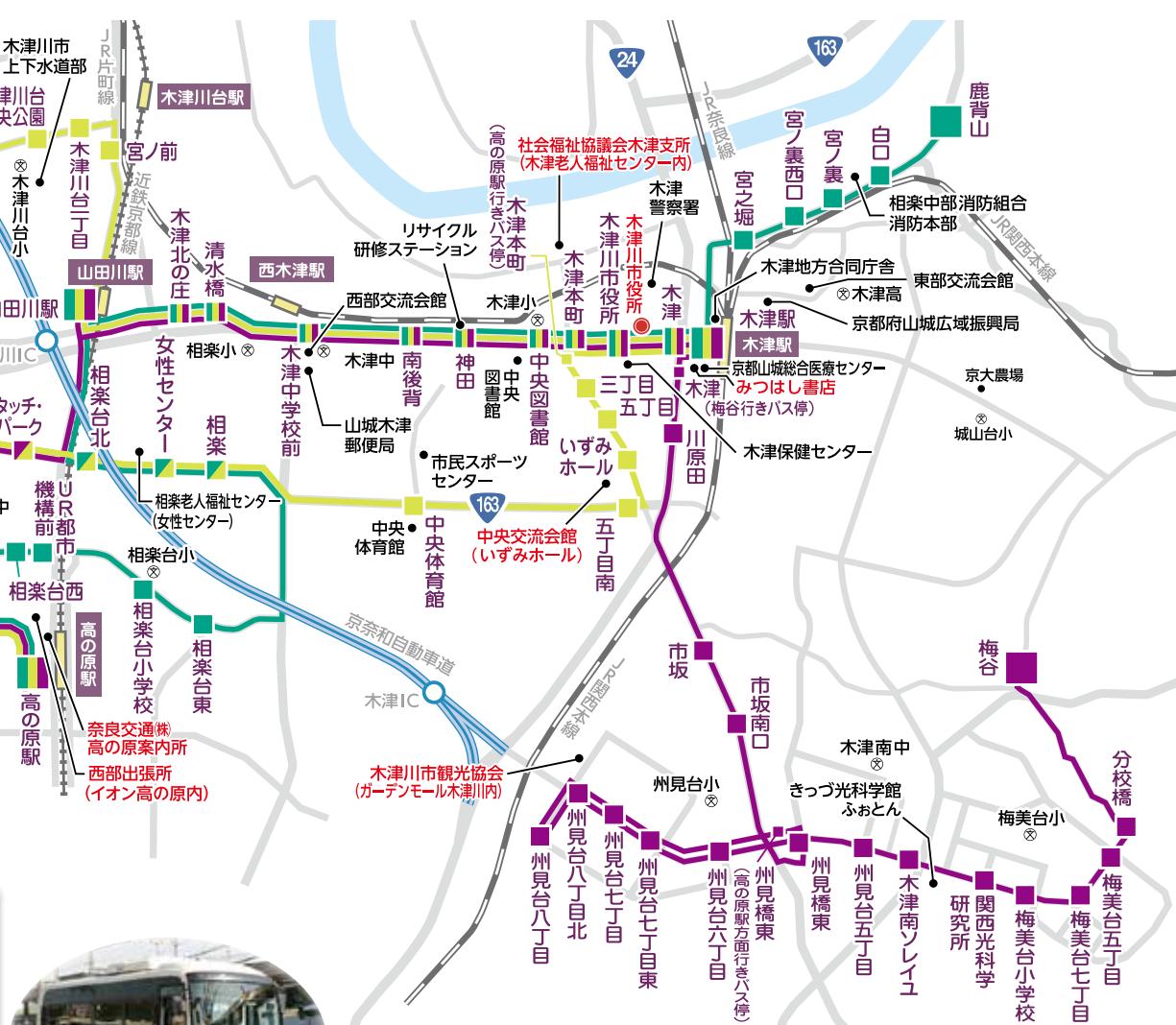
カードの残額が少なくなても、積み増しすることで、1枚のカードを繰り返しご利用いただけます。ただし、新規購入時の発売額のほかにデポジット(預かり金)500円が必要になります。なお、「CI-CA」のプレミアなど、詳しい内容は奈良交通(株)ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

奈良交通お客様サービスセンター ☎ 0742-20-3100
URL <http://www.narakotsu.co.jp/>



きのつバス



「ピタッ」とふれるだけ!カンタン・ラクラク

~簡単、便利でお得なICカードについて~

きのつバス及び奈良交通バスでは「CI-CA」(奈良交通発行ICカード乗車券)がお得です。「PiTaPa」「ICOCA」等でもバス運賃をお支払いいただくことが可能です。(PiTaPa・ICOCA等をご利用の際は割引がありません。)

案内所窓口でご購入の場合

券種	発売額	ご利用金額
普通	1,000円	1,140円
	2,000円	2,280円
	3,000円	3,420円
	5,000円	5,700円
ひまわり	1,000円	1,200円
	2,000円	2,400円
	3,000円	3,600円

デポジット (預り金)* 500円	=
-------------------------	---

* デポジットは、カード返却時に
払い戻しします。



ひまわりCI-CAとは?

発車時刻が9時30分から15時30分まで(日祝及び年末年始は終日)のバスをご利用いただけます。

木津地域

きのつバス

木-1(梅谷～高の原駅)

木-2(鹿背山～高の原駅)

きのつバス(定員:約30人)

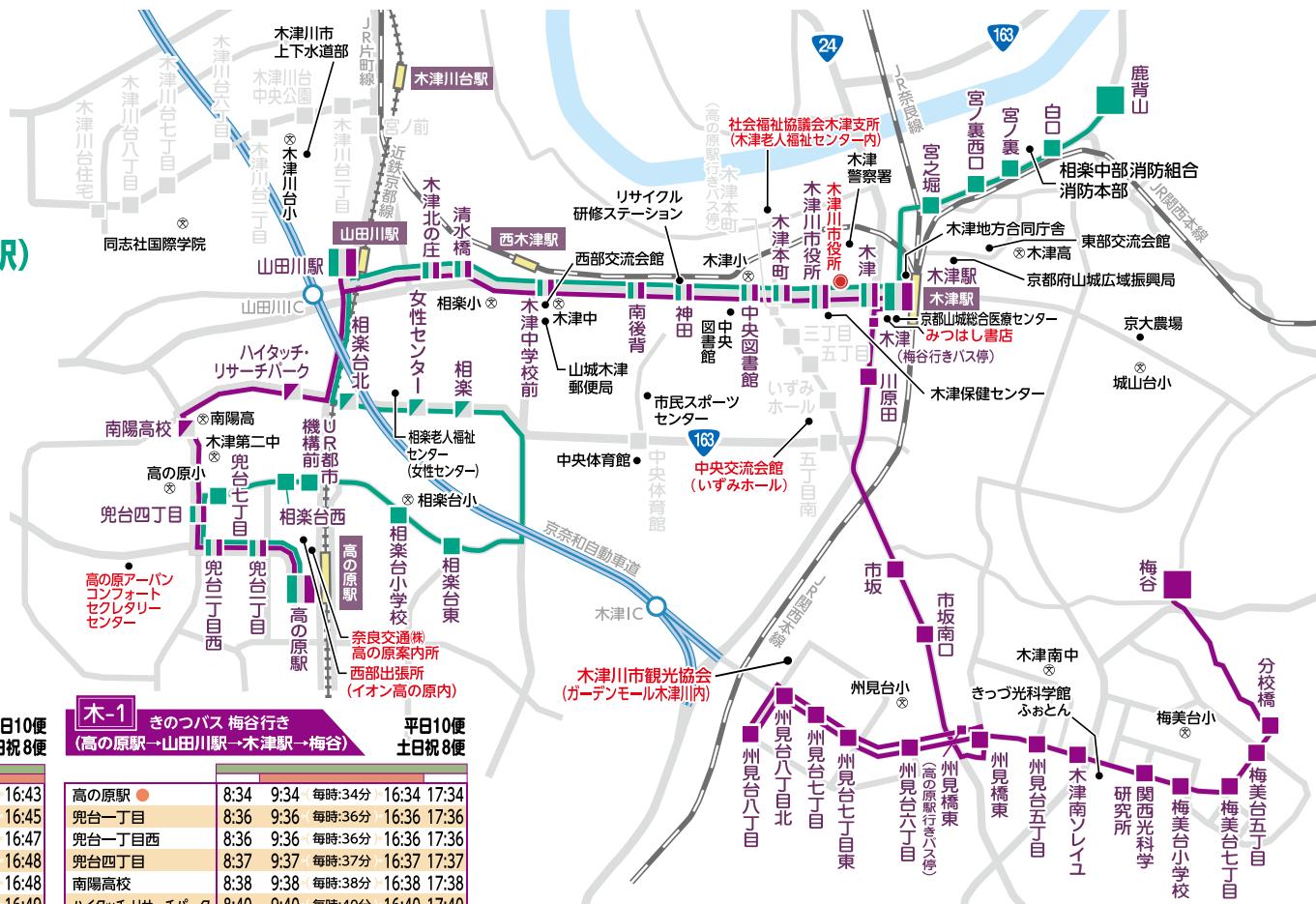


*1日フリー乗車券の販売所は朱書で記載しています。

木-1 きのつバス 高の原駅行き
(梅谷→木津駅→山田川駅→高の原駅)

平日10便 土日祝8便

梅谷	7:27	8:43	9:43	毎時:43分	16:43
分校橋	7:29	8:45	9:45	毎時:45分	16:45
梅美台五丁目	7:31	8:47	9:47	毎時:47分	16:47
梅美台七丁目	7:32	8:48	9:48	毎時:48分	16:48
梅美台小学校	7:32	8:48	9:48	毎時:48分	16:48
関西光科学研究所	7:33	8:49	9:49	毎時:49分	16:49
木津南ソレイユ	7:34	8:50	9:50	毎時:50分	16:50
州見台五丁目	7:35	8:51	9:51	毎時:51分	16:51
州見橋東	7:36	8:52	9:52	毎時:52分	16:52
州見台六丁目	7:37	8:53	9:53	毎時:53分	16:53
州見台七丁目東	7:37	8:53	9:53	毎時:53分	16:53
州見台七丁目	7:38	8:54	9:54	毎時:54分	16:54
州見台八丁目北	7:38	8:54	9:54	毎時:54分	16:54
州見台八丁目	7:39	8:55	9:55	毎時:55分	16:55
州見橋東	7:41	8:57	9:57	毎時:57分	16:57
州見台七丁目	7:41	8:57	9:57	毎時:57分	16:57
州見台七丁目東	7:42	8:58	9:58	毎時:58分	16:58
州見台六丁目	7:42	8:58	9:58	毎時:58分	16:58
州見橋東	7:43	8:59	9:59	毎時:59分	16:59
市坂南口	7:46	9:02	10:02	毎時:02分	17:02
市坂	7:46	9:02	10:02	毎時:02分	17:02
川原田	7:49	9:05	10:05	毎時:05分	17:05
木津駅(着)	7:52	9:08	10:08	毎時:08分	17:08
木津駅(発)	7:57	9:13	10:13	毎時:13分	17:13
木津	7:58	9:14	10:14	毎時:14分	17:14
木津川市役所	7:59	9:15	10:15	毎時:15分	17:15
木津本町	8:00	9:16	10:16	毎時:16分	17:16
中央図書館	8:00	9:16	10:16	毎時:16分	17:16
神田	8:01	9:17	10:17	毎時:17分	17:17
南後背	8:02	9:18	10:18	毎時:18分	17:18
木津中学校前	8:03	9:19	10:19	毎時:19分	17:19
清水橋	8:04	9:20	10:20	毎時:20分	17:20
木津北の庄	8:05	9:21	10:21	毎時:21分	17:21
山田川駅(着)	8:08	9:24	10:24	毎時:24分	17:24
山田川駅(発)	8:10	9:26	10:26	毎時:26分	17:26
ハイタッチ・リサーチパーク	8:13	9:29	10:29	毎時:29分	17:29
南陽高校	8:15	9:31	10:31	毎時:31分	17:31
兜台四丁目	8:16	9:32	10:32	毎時:32分	17:32
兜台一丁目西	8:17	9:33	10:33	毎時:33分	17:33
兜台一丁目	8:18	9:34	10:34	毎時:34分	17:34
高の原駅	8:20	9:36	10:36	毎時:36分	17:36



木-2 きのつバス 高の原駅行き
(高の原駅→山田川駅→木津駅→高の原駅)

平日10便 土日祝8便

高の原駅	8:34	9:34	毎時:34分	16:34	17:34
兜台一丁目	8:36	9:36	毎時:36分	16:36	17:36
兜台一丁目西	8:36	9:36	毎時:36分	16:36	17:36
兜台四丁目	8:37	9:37	毎時:37分	16:37	17:37
南陽高校	8:38	9:38	毎時:38分	16:38	17:38
ハイタッチ・リサーチパーク	8:40	9:40	毎時:40分	16:40	17:40
山田川駅(着)	8:44	9:44	毎時:44分	16:44	17:44
山田川駅(発)	8:45	9:45	毎時:45分	16:45	17:45
木津北の庄	8:47	9:47	毎時:47分	16:47	17:47
清水橋	8:48	9:48	毎時:48分	16:48	17:48
木津中学校前	8:49	9:49	毎時:49分	16:49	17:49
南後背	8:50	9:50	毎時:50分	16:50	17:50
神田	8:51	9:51	毎時:51分	16:51	17:51
中央図書館	8:52	9:52	毎時:52分	16:52	17:52
木津本町	8:52	9:52	毎時:52分	16:52	17:52
木津川市役所	8:52	9:52	毎時:52分	16:52	17:52
木津駅(着)	8:54	9:54	毎時:54分	16:54	17:54
木津駅(発)	8:57	9:57	毎時:57分	16:57	17:57
木津駅	9:02	10:02	毎時:02分	17:02	18:02
木津	9:03	10:03	毎時:03分	17:03	18:03
川原田	9:04	10:04	毎時:04分	17:04	18:04
市坂	9:06	10:06	毎時:06分	17:06	18:06
市坂南口	9:07	10:07	毎時:07分	17:07	18:07
州見橋東	9:10	10:10	毎時:10分	17:10	18:10
州見台六丁目	9:11	10:11	毎時:11分	17:11	18:11
州見台七丁目東	9:11	10:11	毎時:11分	17:11	18:11
州見台七丁目	9:12	10:12	毎時:12分	17:12	18:12
州見台八丁目北	9:12	10:12	毎時:12分	17:12	18:12
州見台八丁目	9:13	10:13	毎時:13分	17:13	18:13
州見台八丁目	9:16	10:16	毎時:16分	17:16	18:16
州見台七丁目	9:16	10:16	毎時:16分	17:16	18:16
州見台七丁目東	9:17	10:17	毎時:17分	17:17	18:17
州見台六丁目	9:17	10:17	毎時:17分	17:17	18:17
州見橋東	9:18	10:18	毎時:18分	17:18	18:18
州見台五丁目	9:19	10:19	毎時:19分	17:19	18:19
木津南ソレイユ	9:20	10:20	毎時:20分	17:20	18:20
JR線と連絡	9:21	10:21	毎時:21分	17:21	18:21
近鉄線と連絡	9:22	10:22	毎時:22分	17:22	18:22
平日運行	9:22	10:22	毎時:22分	17:22	18:22
土日祝運行	9:23	10:23	毎時:23分	17:23	18:23

木-2 きのつバス 鹿背山行き
(高の原駅→山田川駅→木津駅→鹿背山)

平日10便 土日祝8便

高の原駅	7:48	8:40	9:40	毎時:40分	16:40
白口	7:48	8:40	9:40	毎時:40分	16:40
宮ノ裏	7:49	8:41	9:41	毎時:41分	16:41
宮ノ裏西口	7:49	8:41	9:41	毎時:41分	16:41
宮之堀	7:50	8:42	9:42	毎時:42分	16:42
木津駅(着)	7:53	8:45	9:45	毎時:45分	16:45
木津駅(発)	7:55	8:47	9:47	毎時:47分	16:47
木津	7:56	8:48	9:48	毎時:48分	16:48
木津川市役所	7:57	8:49	9:49	毎時:49分	16:49
木津本町	7:58	8:50	9:50	毎時:50分	16:50
中央図書館	7:58	8:50	9:50	毎時:50分	16:50
神田	7:59	8:51	9:51	毎時:51分	16:51
南後背	8:00	8:52	9:52	毎時:52分	16:52
木津中学校前	8:01	8:53	9:53	毎時:53分	16:53
清水橋	8:02	8:54	9:54	毎時:54分	16:54
木津北の庄	8:03	8:55	9:55	毎時:55分	16:55
山田川駅(着)	8:06	8:58	9:58	毎時:58分	16:58
山田川駅(発)	8:07	8:59	9:59	毎時:59分	16:59
相楽台北	8:10	9:02	10:02	毎時:02分	17:02
女性センター	8:11	9:03	10:03	毎時:03分	17:03
相楽	8:11	9:03	10:03	毎時:03分	17:03
相楽東	8:14	9:06	10:06	毎時:06分	17:06
相楽台小学校	8:15	9:07	10:07	毎時:07分	17:07
UR都市機構前	8:17	9:09	10:09	毎時:09分	17:09
相楽台西	8:17	9:09	10:09	毎時:09分	17:09
兜台七丁目	8:18	9:10	10:10	毎時:10分	17:10
兜台四丁目	8:19	9:11	10:11	毎時:11分	17:11
兜台一丁目西	8:20	9:12	10:12	毎時:12分	17:12
兜台一丁目	8:21	9:13	10:13	毎時:13分	17:13
高の原駅	8:23	9:15	10:15	毎時:15分	17:15
鹿背山	9:22	10:22	11:22	毎時:22分	17:22

様式第1－6

0木交協第 号
平成30年6月 日

国土交通大臣 様

京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市地域公共交通総合連携協議会
会長（木津川市長）河井 規子

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

平成31年度生活交通確保維持改善計画 【地域内フィーダー系統確保維持計画】

(名 称) 木津川市地域公共交通総合連携協議会
(代表者名) 会長 河井 規子

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万6千人の市で、木津地域では宅地開発により人口が増加している一方、加茂地域及び山城地域では人口が減少傾向となっており、地域により人口密度の格差が顕著に現れている。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年度から木津川市地域公共交通総合連携計画、平成27年度からは木津川市地域公共交通網形成計画に基づき、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として実証運行を行った。

しかしながら、近年では、利用者数が毎年減少している状況である。

このような状況下において、高齢者の増加や移動手段を持たない交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、幹線交通である鉄道や路線バスと接続するフィーダー路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①路線定期運行（当尾線、奥畠線、山城線）

コミュニティバスの定期運行維持の考え方を次のとおりとし、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【運行維持】

利用者数：1便あたり1.25人以上の利用者数

路線運行：1便あたり1.25人に満たない場合、コミュニティバス等の持続可能な運行の為のガイドラインに基づき、実態に即した運行への見直しを行う。

【前々年度の利用者数】

当尾線：17,729人

奥畠線：2,718人

山城線：13,215人

②路線定期運行（通学線1、2、3）

コミュニティバスの運行を次のとおりとし、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【運行目標】

利用者数：1便あたり1.25人以上の利用者数

【前々年度の利用者数】

2,563人

③路線不定期運行（山田線、大畠線、南加茂台線、観音寺線、銭司線、西線）

路線維持の考え方を次のとおりとし、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【路線維持】

利用者数：1日あたり1.5人以上の利用者数

路線運行：1日あたり1.5人の利用者数を超えていない場合、コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドラインに基づき、運行の見直し、検討を行う。

【前々年度の利用者数】

山田線 : 43人

大畠線 : 165人

南加茂台線 : 77人

観音寺線 : 26人

銭司線 : 548人

西線 : 526人

（2）事業の効果

①かもバス（山田線、大畠線、南加茂台線、観音寺線、奥畠線、銭司線、西線）

移動手段を持たない方等、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線とのネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、高齢者の外出促進や地域活性化にもつながる。

②かもバス通学線（通学線1、通学線2、通学線3）

児童、生徒の通学手段が確保される。また、混乗による運行のため、一般の利用者にとっては、地域間幹線と接続することで、広域的な移動手段が確保される。

③かもバス当尾線

地域間幹線とのネットワークが連携することで広域的な移動手段が確保さ

れ、市内観光施設への来訪が期待できる。このことにより、市外からの来訪者数が向上することで、地域の活性化につながる。また、高齢者等の交通弱者にとって必要不可欠な移動手段が確保される。

④やましろバス山城線（山城線北行、山城線南行）

新たな公共交通手段が提供されることにより、公共交通空白地帯が解消され、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、主要幹線と接続することで広域的な移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに地域の活性化が促進される。

3. 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（1）乗継利便性の向上

実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

（2）車両の利便性の向上

実施事業：バリアフリー車両の導入促進検討、

バス車両デザインの検討

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

（3）情報提供の充実

①実施事業：きづがわ公共交通だよりの発行

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

②実施事業：時刻表の作成、バス停留所デザインの検討、

交通結節点における情報提供の実施、

ホームページによる情報提供の充実

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

（4）利用機会の提供

実施事業：乗り物体験学習、スタンプラリーの充実、

おでかけマップの作成

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

実施事業：1日フリー乗車券の発行

事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会

（5）市民意識の変革

実施事業：地域ワークショップ、座談会の開催、乗り方教室
事業主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(6) 魅力の発信

実施事業：観光施設へのアクセスサイン充実、
急行バスと連携したPR

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

・木津川市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・奈良交通株式会社（当尾線）
- ・株式会社ウイング（奥畠線、通学線、山城線）
- ・加茂タクシー株式会社（山田線、大畠線、南加茂台線、観音寺線、錢司線、西線）

7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

別表5のとおり

13. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行なう事業者、要する費用

の負担者	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回） 協議会設立、事業内容について協議 ・平成 21 年 3 月 11 日（第 6 回） 木津川市地域公共交通総合連携計画について承認 ・平成 27 年 3 月 12 日（第 29 回） 木津川市地域公共交通網形成計画について承認 ・平成 30 年 6 月 27 日（第 41 回） 平成 31 年度生活交通確保維持改善計画について承認 	
18. 利用者等の意見の反映状況	
協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、加茂民生児童委員協議会会长及び木津川市老人クラブ連合会会长から参画いただいており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。	
19. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室長 京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長 京都府木津警察署交通課長
関係市区町村	木津川市長 木津川市副市長 木津川市建設部長
交通事業者 交通施設管理者等	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課長 近畿日本鉄道株式会社総合企画本部計画部課長 奈良交通株式会社乗合事業部長 株式会社ウイング取締役 一般社団法人京都府タクシー協会専務理事 城南タクシー株式会社代表取締役 加茂タクシー株式会社営業次長 東洋タクシー株式会社代表取締役 奈良交通労働組合執行委員長
国土交通省	近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官 近畿地方整備局京都国道事務所計画課長
その他協議会が必要と認める者	富山大学 副学長 京都大学大学院工学研究科助教 木津川市観光協会理事

	加茂民生児童委員協議会会長 木津川市老人クラブ連合会会长 利用者委員 公募委員
--	--

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件(別表7のみ)
木津川市	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	加茂駅東口	岩船寺	加茂山の家	往 9.4km 復 9.4km	365日	1167.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(2) かもバス奥畠線	加茂支所	加茂駅西口	奥畠	往 5.9km 復 5.9km	244日	976回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(3) かもバス通学線1	奥畠	加茂駅西口	加茂支所	往 9.9km 復 0.0km	199日	99.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(4) かもバス通学線2	恭仁宮跡	仏生寺	奥畠	往 2.8km 復 0.0km	116日	58回		路線定期運行	①	「恭仁宮跡」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(5) かもバス通学線3	加茂支所	加茂駅西口	錢司	往 4.2km 復 0.0km	199日	120.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(6) やましろバス山城線北行	木津駅	棚倉駅	渋川西	往 7.4km 復 0.0km	244日	976回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛駅」「木津駅」と接続	③
		(7) やましろバス山城線南行	渋川西	棚倉駅	木津駅	往 7.2km 復 0.0km	244日	976回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛駅」「木津駅」と接続	③
	加茂タクシー株式会社	(8) かもバス山田線	加茂支所	加茂駅東口	山田	往 6.5km 復 6.5km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(9) かもバス大畠線	加茂支所	加茂駅東口	大畠	往 8.6km 復 8.6km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(10) かもバス観音寺線	加茂支所	加茂駅東口	観音寺	往 3.9km 復 3.9km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(11) かもバス南加茂台線	加茂支所	加茂駅東口	東山公園	往 3.6km 復 3.6km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(12) かもバス錢司線	加茂支所	加茂駅西口	錢司	往 5.8km 復 5.8km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(13) かもバス西線	加茂支所	加茂駅西口	西	往 4.0km 復 4.0km	244日	976回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件(別表7のみ)
木津川市	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	加茂駅東口	岩船寺	加茂山の家	往 9.4km 復 9.4km	366日	1171回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(2) かもバス奥畠線	加茂支所	加茂駅西口	奥畠	往 5.9km 復 5.9km	243日	972回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(3) かもバス通学線1	奥畠	加茂駅西口	加茂支所	往 9.9km 復 0.0km	201日	100.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(4) かもバス通学線2	恭仁宮跡	仏生寺	奥畠	往 2.8km 復 0.0km	118日	59回		路線定期運行	①	「恭仁宮跡」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(5) かもバス通学線3	加茂支所	加茂駅西口	錢司	往 4.2km 復 0.0km	201日	121回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(6) やましろバス山城線北行	木津駅	棚倉駅	渋川西	往 7.4km 復 0.0km	243日	972回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛駅」「木津駅」と接続	③
		(7) やましろバス山城線南行	渋川西	棚倉駅	木津駅	往 7.2km 復 0.0km	243日	972回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛駅」「木津駅」と接続	③
	加茂タクシー株式会社	(8) かもバス山田線	加茂支所	加茂駅東口	山田	往 6.5km 復 6.5km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(9) かもバス大畠線	加茂支所	加茂駅東口	大畠	往 8.6km 復 8.6km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(10) かもバス観音寺線	加茂支所	加茂駅東口	観音寺	往 3.9km 復 3.9km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(11) かもバス南加茂台線	加茂支所	加茂駅東口	東山公園	往 3.6km 復 3.6km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(12) かもバス錢司線	加茂支所	加茂駅西口	錢司	往 5.8km 復 5.8km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(13) かもバス西線	加茂支所	加茂駅西口	西	往 4.0km 復 4.0km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

33年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件(別表7のみ)
木津川市	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	加茂駅東口	岩船寺	加茂山の家	往 9.4km 復 9.4km	365日	1163.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(2) かもバス奥畠線	加茂支所	加茂駅西口	奥畠	往 5.9km 復 5.9km	243日	972回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(3) かもバス通学線1	奥畠	加茂駅西口	加茂支所	往 9.9km 復 0.0km	200日	100回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(4) かもバス通学線2	恭仁宮跡	仏生寺	奥畠	往 2.8km 復 0.0km	118日	59回		路線定期運行	①	「恭仁宮跡」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(5) かもバス通学線3	加茂支所	加茂駅西口	錢司	往 4.2km 復 0.0km	200日	120.5回		路線定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(6) やましろバス山城線北行	木津駅	棚倉駅	渋川西	往 7.4km 復 0.0km	243日	972回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛駅」「木津駅」と接続	③
		(7) やましろバス山城線南行	渋川西	棚倉駅	木津駅	往 7.2km 復 0.0km	243日	972回		路線定期運行	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛駅」「木津駅」と接続	③
	加茂タクシー株式会社	(8) かもバス山田線	加茂支所	加茂駅東口	山田	往 6.5km 復 6.5km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(9) かもバス大畠線	加茂支所	加茂駅東口	大畠	往 8.6km 復 8.6km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(10) かもバス観音寺線	加茂支所	加茂駅東口	観音寺	往 3.9km 復 3.9km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(11) かもバス南加茂台線	加茂支所	加茂駅東口	東山公園	往 3.6km 復 3.6km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(12) かもバス錢司線	加茂支所	加茂駅西口	錢司	往 5.8km 復 5.8km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③
		(13) かもバス西線	加茂支所	加茂駅西口	西	往 4.0km 復 4.0km	243日	972回		路線不定期運行	①	JR「加茂駅」にて奈良交通(株)が運行する和束木津線と接続	③

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	木津川市
-------	------

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	35,192
交通不便地域	1,326

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
816	木津川市山城町綺田	局長指定
510	木津川市山城町椿井	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
35,192	$35,192 \times 120 \times 0.7 + 2,000,000$	4,956,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区的人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



近運交交第36号
平成28年6月17日

木津川市長 河井 規子 殿

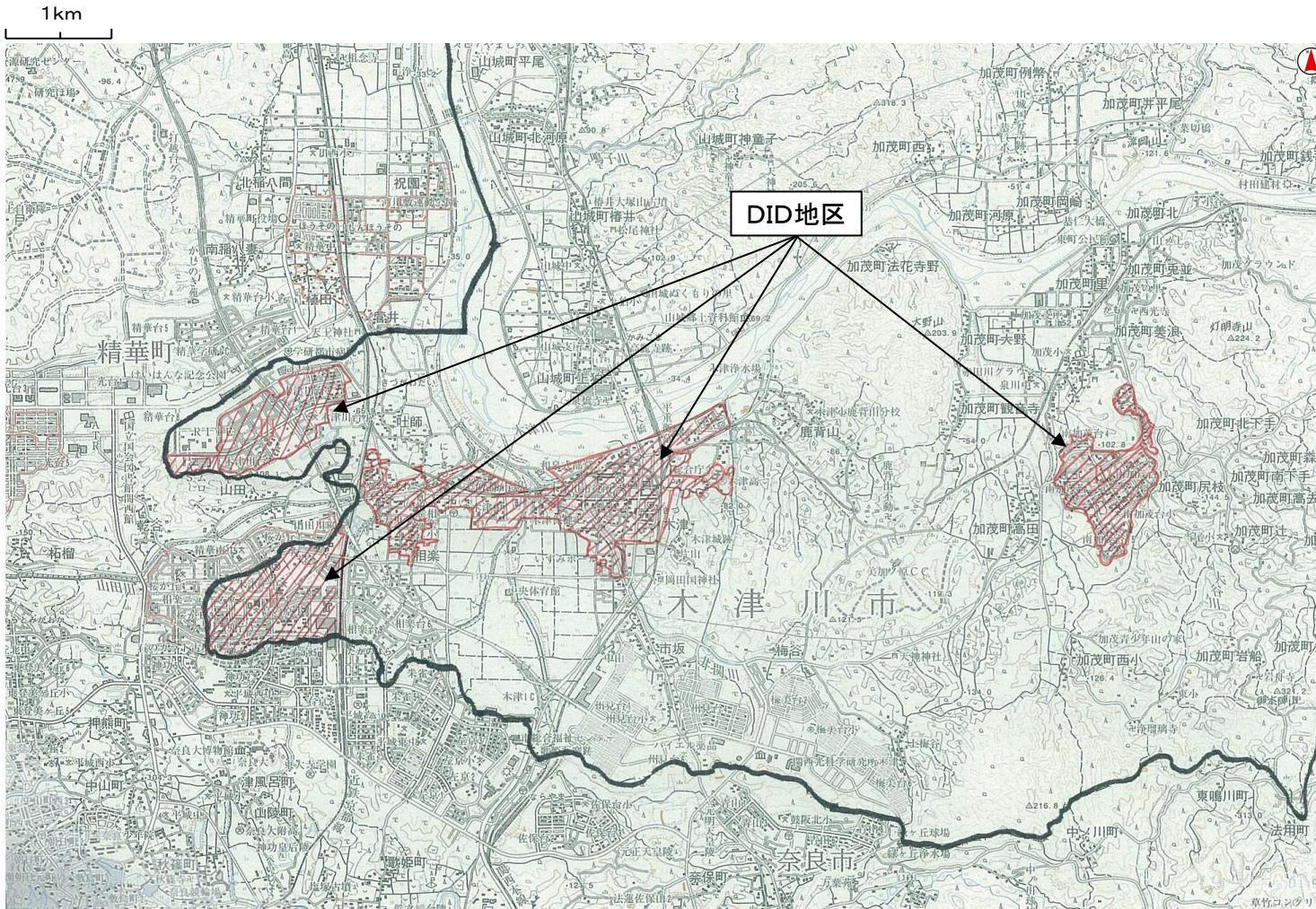
近畿運輸局長

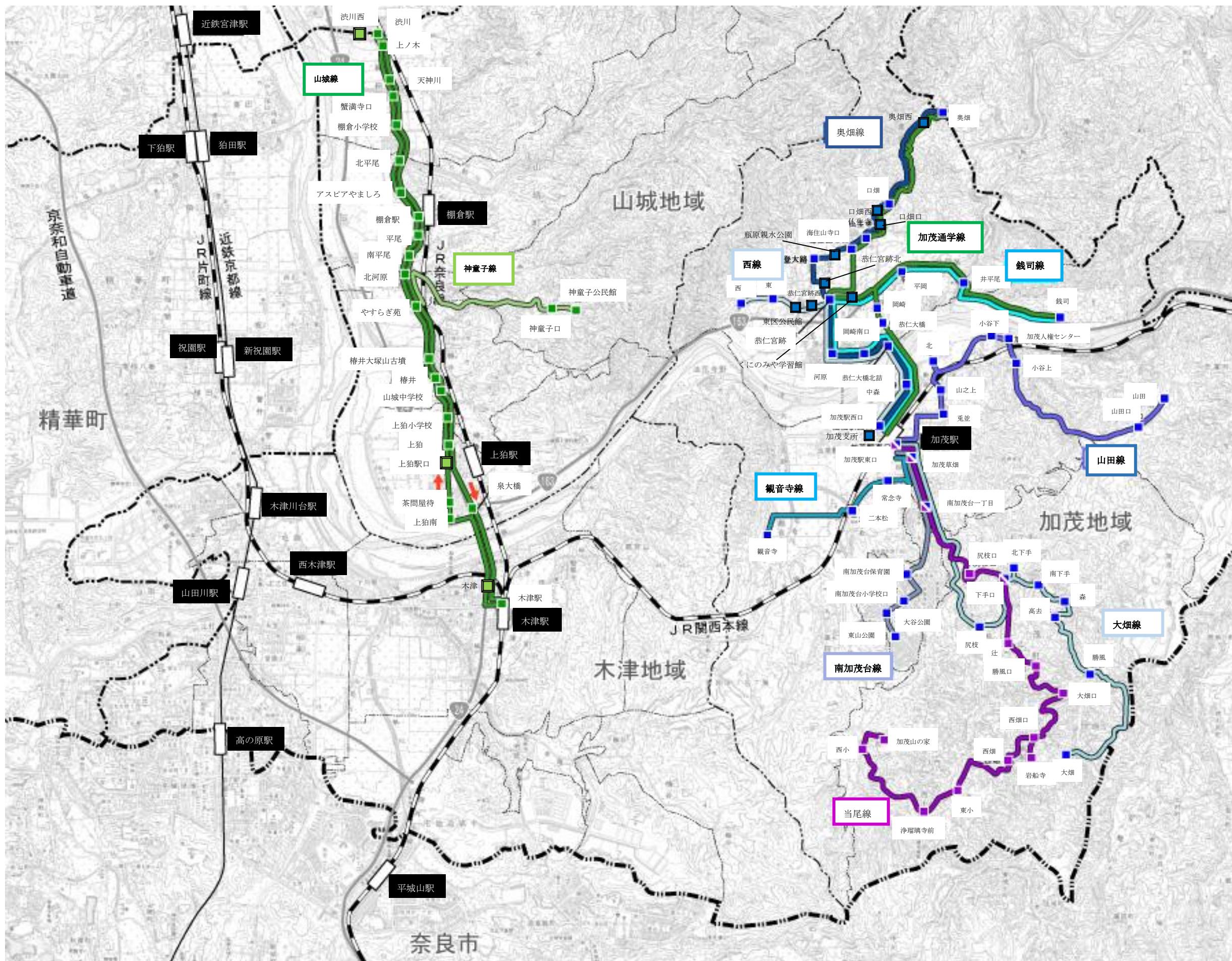


指 定 書

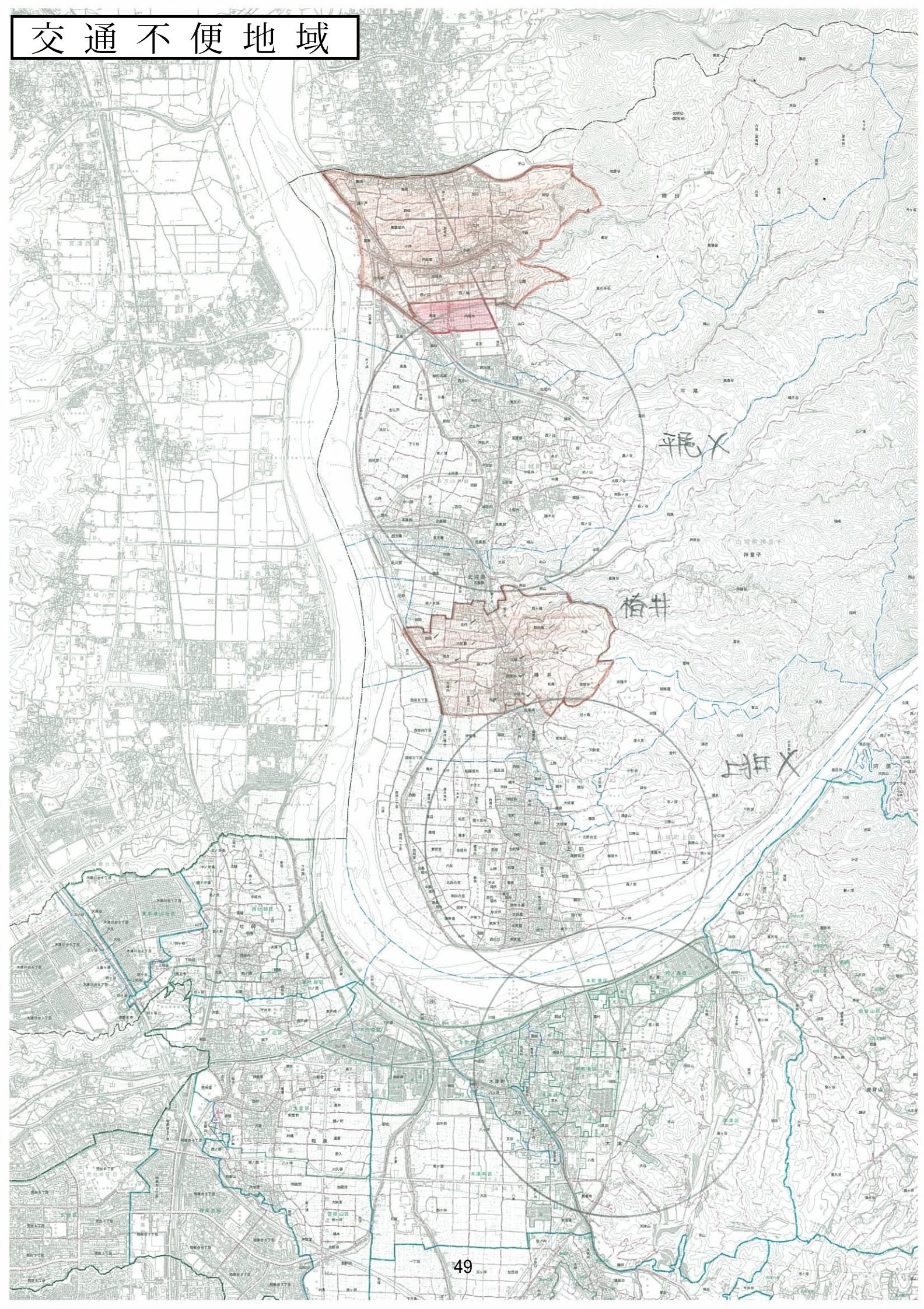
平成28年5月26日付け8木学研第72号をもって申請のあった交通不便地域の地域指定については、申請のとおり指定する。

DID地区の区域





交通不便地域



山城地域 やましろバス

山城線 ☆ 神童子線

やましろバス(山城線・神童子線)

【運行日】平日運行
土日祝、年末年始は運休しますのでご注意ください。
【運賃支払方法】運賃は後払いお降りの際に運賃を料金箱に入れてください。神童子線は、運賃を乗務員にお支いください。

【運賃】
大人(中学生以上):200円
小児(小学生):大人の半額
幼児(1歳以上6歳未満):大人か小児が同伴の場合、幼児の1人目は無料、2人目からはそれぞれ小児運賃。
幼児の単独乗車は、小児運賃。
乳児(1歳未満):無料
身体障がい者手帳、療育手帳または、精神障がい者手帳をお持の方は半額(支払い時に手帳を提示してください)。

【その他】神童子線は定時制の予約型乗合タクシーです。
1時間前までに東洋タクシー(株)へご予約ください。
※30分前でも予約可能な場合があります。
【お問い合わせ】
山城線:(株)ウイング
☎ 0774-64-2246
神童子線:東洋タクシー(株)
☎ 0774-86-2212
木津川市 学研企画課
☎ 0774-72-0501(代表)

※バス停留所の標柱は、次のところでは道路の片側のみ設置していますがバスは両側に停車します。
【対象バス停留所】天神川、上狛駅口、神童子口



*1日フリー乗車券の販売所は朱書きで記載しています。

平日8便 土日祝運休
●JR線と連絡

山城線	○ 木津駅行き		
渋川西	8:44	(毎時:44分)	◦ 15:44
渋川	8:44	◦ (毎時:44分)	◦ 15:44
神ノ木	8:45	(毎時:45分)	◦ 15:45
天神川	8:45	◦ (毎時:45分)	◦ 15:45
蟹満寺口	8:46	(毎時:46分)	◦ 15:46
棚倉小学校	8:46	◦ (毎時:46分)	◦ 15:46
北平尾	8:47	(毎時:47分)	◦ 15:47
アスピアやましろ	8:48	◦ (毎時:48分)	◦ 15:48
棚倉駅 ●	8:49	(毎時:49分)	◦ 15:49
平尾	8:50	◦ (毎時:50分)	◦ 15:50
南平尾	8:51	(毎時:51分)	◦ 15:51
北河原	8:52	◦ (毎時:52分)	◦ 15:52
やすらぎ苑	8:53	(毎時:53分)	◦ 15:53
椿井大塚山古墳	8:54	◦ (毎時:54分)	◦ 15:54
椿井	8:55	(毎時:55分)	◦ 15:55
山城中学校	8:56	◦ (毎時:56分)	◦ 15:56
上狛小学校	8:57	(毎時:57分)	◦ 15:57
上狛	8:58	◦ (毎時:58分)	◦ 15:58
上狛駅口	8:59	(毎時:59分)	◦ 15:59
泉大橋	9:02	◦ (毎時:02分)	◦ 16:02
木津駅 ●	9:07	(毎時:07分)	◦ 16:07

平日8便 土日祝運休
●JR線と連絡

山城線	○ 渋川西行き		
木津駅 ●	9:18	◦ (毎時:18分)	◦ 16:18
木津	9:19	(毎時:19分)	16:19
上狛南	9:24	◦ (毎時:24分)	◦ 16:24
茶問屋街	9:25	(毎時:25分)	◦ 16:25
上狛駅口	9:27	◦ (毎時:27分)	◦ 16:27
上狛	9:28	(毎時:28分)	◦ 16:28
上狛小学校	9:28	◦ (毎時:28分)	◦ 16:28
山城中学校	9:29	(毎時:29分)	◦ 16:29
椿井	9:30	◦ (毎時:30分)	◦ 16:30
椿井大塚山古墳	9:31	(毎時:31分)	◦ 16:31
やすらぎ苑	9:32	◦ (毎時:32分)	◦ 16:32
北河原	9:33	(毎時:33分)	◦ 16:33
南平尾	9:34	◦ (毎時:34分)	◦ 16:34
平尾	9:35	(毎時:35分)	◦ 16:35
棚倉駅 ●	9:36	◦ (毎時:36分)	◦ 16:36
アスピアやましろ	9:37	(毎時:37分)	◦ 16:37
北平尾	9:38	◦ (毎時:38分)	◦ 16:38
棚倉小学校	9:39	(毎時:39分)	◦ 16:39
蟹満寺口	9:39	◦ (毎時:39分)	◦ 16:39
天神川	9:40	(毎時:40分)	◦ 16:40
神ノ木	9:40	◦ (毎時:40分)	◦ 16:40
渋川	9:41	(毎時:41分)	◦ 16:41
渋川西	9:41	◦ (毎時:41分)	◦ 16:41

平日8便(予約制)
土日祝運休

神童子線	○ やすらぎ苑行き		
神童子公民館	8:43	◦ (毎時:43分)	◦ 15:43
神童子口	8:44	(毎時:44分)	◦ 15:44
やすらぎ苑	8:48	◦ (毎時:48分)	◦ 15:48

平日8便(予約制)
土日祝運休

神童子線	○ 神童子公民館行き		
やすらぎ苑	9:37	◦ (毎時:37分)	◦ 16:37
神童子口	9:41	(毎時:41分)	◦ 16:41
神童子公民館	9:42	◦ (毎時:42分)	◦ 16:42

加茂地域

かもバス 当尾線



○当尾線		1日8便(毎日運行) ●JR線と連絡	
加茂駅東口	9:14	～(毎時:14分)	16:14
加茂草畠	9:15	～(毎時:15分)	16:15
南加茂台一丁目	9:16	～(毎時:16分)	16:16
尻枝口	9:19	～(毎時:19分)	16:19
下手口	9:21	～(毎時:21分)	16:21
辻	9:22	～(毎時:22分)	16:22
勝風口	9:23	～(毎時:23分)	16:23
大畑口	9:25	～(毎時:25分)	16:25
西畑口	9:28	～(毎時:28分)	16:28
岩船寺	9:30	～(毎時:30分)	16:30
西畑口	9:31	～(毎時:31分)	16:31
西畑	9:33	～(毎時:33分)	16:33
東小	9:35	～(毎時:35分)	16:35
淨瑠璃寺前	9:36	～(毎時:36分)	16:36
西小	9:38	～(毎時:38分)	16:38
加茂山の家	9:39	～(毎時:39分)	16:39

1日9便(毎日運行) ●JR線と連絡

○当尾線		1日9便(毎日運行) ●JR線と連絡	
加茂山の家	7:41	9:41 ～(毎時:41分)	16:41
西小	7:42	9:42 ～(毎時:42分)	16:42
淨瑠璃寺前	7:44	9:44 ～(毎時:44分)	16:44
東小	7:45	9:45 ～(毎時:45分)	16:45
西畑	7:47	9:47 ～(毎時:47分)	16:47
西畑口	7:49	9:49 ～(毎時:49分)	16:49
岩船寺	7:51	9:51 ～(毎時:51分)	16:51
西畑口	7:52	9:52 ～(毎時:52分)	16:52
大畑口	7:55	9:55 ～(毎時:55分)	16:55
勝風口	7:57	9:57 ～(毎時:57分)	16:57
辻	7:58	9:58 ～(毎時:58分)	16:58
下手口	7:59	9:59 ～(毎時:59分)	16:59
尻枝口	8:01	10:01 ～(毎時:01分)	17:01
南加茂台一丁目	8:04	10:04 ～(毎時:04分)	17:04
加茂草畠	8:05	10:05 ～(毎時:05分)	17:05
加茂駅東口	8:06	10:06 ～(毎時:06分)	17:06

加茂地域 もバス

☆山田線 ☆南加茂台線 ☆大畑線 ☆観音寺線

☆加茂地域の予約型乗合タクシー
連絡先: 加茂タクシー(株)
☎ 0774-43-6400

加茂路線

■ 大畑線 ■ 南加茂台線
■ 山田線 ■ 観音寺線

かもバス(当尾線を除く)

【運行日】平日運行

土日祝、年末年始は運休しますのでご注意ください。

【運賃支払方法】運賃は後払い

予約型乗合タクシーの場合は、運賃を乗務員にお支払いください。

【運賃】大人(中学生以上):200円

小児(小学生):大人の半額

幼児(1歳以上6歳未満):

・大人が小児が同伴の場合、幼児の1人目は無料、2人目からはそれぞれ小児運賃。

・幼児の単独乗車は、小児運賃。

乳児(1歳未満):無料

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者手帳をお持ちの方は半額(支払い時に手帳を提示してください。)

【その他】山田線、大畑線、南加茂台線、観音寺線は定期時刻表の予約型乗合タクシーです。

1時間前までに加茂タクシーへご予約ください。

※30分前でも予約可能な場合があります。

【お問い合わせ】

加茂タクシー(株) ☎0774-43-6400

木津川市 学研企画課 ☎0774-72-0501(代表)

予約型乗合タクシー



※バス停留所の標柱は、道路の片側のみ設置している場合がありますのでご注意ください。

※1日フリー乗車券の販売所は朱書きで記載しています。

※大畑線、南加茂台線、観音寺線で、加茂駅東口または加茂草畠の乗降料金がない場合は、加茂支所への直接運行となります。

※山田線で加茂駅東口の乗降料金がない場合は、加茂支所への直接運行となります。

○山田線		平日往復4便(予約制) 土日祝運休 ●JR線と連絡	
加茂支所	9:32	11:32 13:32 16:12	山田
加茂草畠	9:34	11:34 13:34 16:14	山田口
加茂駅東口	9:35	11:35 13:35 16:15	北
免並	9:37	11:37 13:37 16:17	山之上
山之上	9:38	11:38 13:38 16:18	小谷下
北	9:39	11:39 13:39 16:19	小谷上
小谷下	9:43	11:43 13:43 16:23	免並
加茂人権センター	9:44	11:44 13:44 16:24	山之上
小谷上	9:45	11:45 13:45 16:25	北
山田口	9:49	11:49 13:49 16:29	山之上
山田	9:50	11:50 13:50 16:30	免並

○大畑線		平日往復4便(予約制) 土日祝運休 ●JR線と連絡	
加茂支所	8:24	10:24 12:24 14:24	大畑
加茂草畠	8:27	10:27 12:27 14:27	勝風
加茂駅東口	8:27	10:27 12:27 14:27	高去
加茂草畠	8:28	10:28 12:28 14:28	森
南加茂台一丁目	8:29	10:29 12:29 14:29	南下手
免並	8:34	10:34 12:34 14:34	北下手
下手口	8:36	10:36 12:36 14:36	下手口
北下手	8:37	10:37 12:37 14:37	北
南下手	8:38	10:38 12:38 14:38	下手口
森	8:39	10:39 12:39 14:39	下手口
高去	8:40	10:40 12:40 14:40	北
勝風	8:42	10:42 12:42 14:42	下手口
大畑	8:48	10:48 12:48 14:48	北

○南加茂台線		平日往復4便(予約制) 土日祝運休 ●JR線と連絡	
加茂支所	9:11	11:11 13:11 15:11	東山公園
加茂草畠	9:14	11:14 13:14 15:14	大谷公園
加茂駅東口	9:14	11:14 13:14 15:14	南加茂台小学校口
加茂草畠	9:15	11:15 13:15 15:15	南加茂台保育園
南加茂台一丁目	9:16	11:16 13:16 15:16	南加茂台一丁目
南加茂台小学校口	9:18	11:18 13:18 15:18	加茂草畠
大谷公園	9:19	11:19 13:19 15:19	加茂駅東口
東山公園	9:22	11:22 13:22 15:22	加茂支所

○観音寺線		平日往復4便(予約制) 土日祝運休 ●JR線と連絡	
加茂支所	8:06	10:06 12:06 14:06	観音寺
加茂草畠	8:09	10:09 12:09 14:09	二本松
加茂駅東口	8:09	10:09 12:09 14:09	常念寺
加茂草畠	8:10	10:10 12:10 14:10	二本松
常念寺	8:12	10:12 12:12 14:12	二本松
二本松	8:14	10:14 12:14 14:14	加茂草畠
観音寺	8:16	10:16 12:16 14:16	加茂支所

